

都市計画図等交付に関する事務取扱要領

都市計画部都市計画課

平成16年4月1日 都市計画課長決定

改正 平成26年10月1日 都市計画課長決定

(目的)

第1条 この要領は、都市計画課所管の都市計画図等の交付に関し必要な事項を定めることにより適正な管理を図ることを目的とする。

(交付の基準)

第2条 都市計画図は有料とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 加古川市役所の各部局のうち、窓口に備え付ける等市民の閲覧に供する目的であり、かつ、様式第1号による依頼がある場合。
- (2) 国、加古川市以外の地方公共団体及びその他公共団体等において、公用又は公共用に使用するために様式第2号による依頼がある場合。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画課長が特別の理由があると認める場合。

(徴収する種類及び額)

第3条 徴収する種類及び額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 加古川市域図 (縮尺 S=1/50,000)
1枚につき 300円
- (2) 加古川市域図 (縮尺 S=1/25,000)
1枚につき 300円
- (3) 加古川市域図 (縮尺 S=1/10,000)
1～6、其一、其二、中心部 各1枚につき 300円
- (4) 加古川市域図 (縮尺 S=1/2,500)
1～70 各1枚につき 300円

(5) 東播都市計画（加古川市）総括図（縮尺 S=1/25,000）

1 枚につき 1,500 円

(6) 東播都市計画（加古川市）総括図（縮尺 S=1/10,000）

1, 3 ~ 6、其一、其二 各 1 枚につき 1,500 円

(7) その他旧都市計画図の複写（白黒）

複写に係る実費

(8) 航空写真の複写（白黒、カラー）

複写に係る実費

(9) 航空写真（ネガからの焼付け）

交付を必要とするものと管理会社により別途協議

(10) 各種デジタルデータ

実費

（徴収の時期）

第 4 条 地図の料金は交付の際に徴収する。

（徴収額の不還付）

第 5 条 既に徴収した額は、還付しない。ただし、都市計画課長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

令和 3 年 4 月 1 日改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。